

津田秀夫文庫古文書目録(2)

藪田 貫

石本 倫子

はしがき

平野含翠堂ならびに土橋家文書目録を収めた目録(1)につづいて、今回、掲載する目録は、摂津住吉郡桑津村(現在大阪市東住吉区桑津町)に関するものである。

桑津(くわづ)村は住吉郡の北端、東成郡と隣接する位置にあり、天王寺から平野・八尾・奈良にいたる奈良街道に出郷桑津新家をもつ。出郷から南下すると本郷で、さらに南下すると北田辺・南田辺に至る。現在では阿倍野・天王寺につづく市街地のなかにあり、近接して「関西本線東部市場前」、「阪和線美章園」、近鉄南大阪線河堀口・北田辺の各駅がある。

市街地化が進んだ現在もなお、集村形態の街区をよく残しているが、明治十八年の仮製二万分之一図には、北上する今川・平野川に添って環濠に囲まれた集落が見え、往時、平野郷などとならんで環濠集落であったことを物語る。この環濠という条件を提供したのは、付け替え以前の大和川(平野川)と狭山池から発する西除川の諸流であったが、宝永二年

(一七〇四)の大和川付け替えは、桑津村の村落景観を大きく変えることとなった。平野川の水量が減り、新大和川に横断され干上がった西除川の跡地には富田新田が開発されたのである。これらの景観の変化については、絵図目録の項で、詳述される。

文書目録について

目録はつぎのように、「文書目録」と「絵図目録」からなる。まず「文書目録」について概要を記し、ついで目録を掲載し、後段に絵図の解説と「絵図目録」を収める。

文書目録は、つぎの分類項目を立て、編年にしたがって収めている。

1 法令 2 土地 3 戸口 4 貢租 5 村政 6 農業 7 用悪水

8 商業・金融 9 交通 10 寺社 11 家

以下、主だったものについて解説する。

桑津村文書のうち第一に注目すべきは、文禄および延宝検地に関する文書である。

「欠郡住吉郷内桑津村御検地帳 文禄三年」と題書された文書(通番

4)は、いまひとつ「摂州欠郡之内桑津村新帳 慶安二年九月」と題されたものと一緒に綴じられ、それぞれ紙数七九枚、六二枚上紙二枚と紙数が書かれた上で、「右者検地帳写相違無御座候」とされ、宝暦六年(一七五六)三月の年記と庄屋・年寄の署名が末尾に付いている。したがって、文禄と慶安の二度の検地ないし検地改の文書写であることはあきらかであるが、残念なことに検地筆数はわずかに三筆で、そのあとすぐに田畑の合計など検地帳の末尾記載に転じている。それによれば文禄検地高は五〇七石九斗一升七合、検地奉行は浅野弾正長政。対する慶安新帳の方は、三九八石六斗三升四合である。一〇九石余の石高差があるが、それは相給である堺妙国寺領分(正保郷帳時一〇石余)が省かれているためであろう。

なお文禄三年時の田畑内訳が、田二〇町六反四畝九歩に対し、畠屋敷が二五町六反四畝二〇歩と、畠屋敷が多く、大阪平野の丘陵部にある同村の自然条件を物語っている。

第二に、土地台帳に関連して明暦二年名寄帳がある(通番45)。これも「摂津欠郡」(かけごおり)の表記をもち、文書中、最古のものである。名寄帳の題名とおり、多兵衛以下個人ごとに字、田畠の別、地積、石高が書かれ、押印の上、末尾に総計が記されている。五三名の総合計は一八六石四斗二升六合であるが、村高の三七%に相当するこの石高が、何を意味するかは不明である。最後に庄屋茂右衛門の名が見え、持高は四三石余である。

第三に、量としてまとまっているのは宗門改帳(通番10、16)である。天保三年(一八三二)から文久二年(一八六二)の間の七冊がある。宗

門改帳については、大阪大学文学部日本史研究室に元禄五年以降のものが収蔵されており、前・中期の宗門改帳は大阪大学に、後期のものが津田文庫に収められているようである。家族はもちろん、奉公人記載もある良質のものである。

関連する戸口資料として天和二年四月の「家数人別出生帳」が一点ある(通番6)。庄屋茂右衛門と年寄から代官平野藤次郎に提出されたものの控えで、総人数四八六人、総高三九八石六斗三升三合。明らかに幕府領分のみ帳面である。記載は当主名・押印と持高、荒発高、家屋敷の規模・棟数、ついで家族の名前・年齢・出生地・奉公先が書かれ、最後に人数が集計されている。当村生まれには「所生」と記載され、女房の欄を追っていくと村内結婚と村外結婚の比率がわかるなど貴重な資料となっている(これについては別途、詳細に報告する予定)。

ところで桑津村は元和初年段階から大坂藩領(のち元和五年「一六一九」から幕府領、万治三年「一六六〇」大坂定番板倉重矩領、延宝年間以降再び幕府領、文化九年「一八一二」より小田原藩領)と堺妙国寺領に分かれ、相給となっているが、宗門改帳も、それぞれ別々に仕立てられている。堺妙国寺は日蓮宗の古刹。京都頂妙寺の僧日珖に帰依した三好実休が、日珖の故郷堺で伽藍建立を企図して、永禄八年(一五六五)、寺地を寄進したことにはじまる。翌九年より寺地の整備が始まり、ひきつづき造作・建立が行われ、天正十一年(一五八三)頃には、壮大な寺観を整えたという。天正十三年豊臣秀吉は寺領として、桑津村に朱印地一二〇石を寄進、徳川幕府からもひきつづき安堵された。

第四に、貢租納入に関する文書が、文政三年(一八二〇)以降、かな

りまとまっておりますが、寺領分の年貢徴収の実態が窺えるのものと注目される(通番19〜28)。

このようなことから桑津村は近世を通じて、支配関係は相給である。しかし宗門改帳などによれば差出人の村役人は、幕府代官あても妙国寺役所あても同名で、村政機構は一本であったと思われる。

第五に、その村政機構をめぐって天明六年(一七八六)に村方騒動が起きており、まとまった資料となっている(通番29〜43)。争論は助左衛門の庄屋役復帰をめぐって、村内が分裂、争論が生じたことによるものである。

第六に、村内の知恩院末見性寺に関する文書も、延宝八年(一六八〇)の住職覚心一件をはじめとして残されている。

あとがき

さいごに本文書の性格について触れておきたい。宗門改帳などに桑津村庄屋として頻出する茂右衛門が、本文書中の「貸付帳」(通番60)などに「日下氏」としていることから、この桑津村文書は、桑津村庄屋日下家の伝来文書と規定することができるであろう。幕府領と妙国寺領の相給であるが、村政機構が一本であったために、世襲庄屋であった日下家に双方の関連資料が残ったと判断される。

ただし同家文書には桑津村だけでなく、住吉郡中の文書が若干、所蔵されている。それは、大阪大学文学部日本史研究室所蔵の桑津村文書中に収められている、天明七年の明細帳・小入用帳・粗絵図である(これについては今井美紀「天明年間摂津綿作地帯の村況」『待兼山論叢』八、

一九七五に報告されている)。住吉郡中十四の村、九の新田・請所の分がセットになったこれらの文書が、どういう理由で日下家に残されたかは不明だが、後述のように絵図中にも住吉郡中村絵図が残されている。日下家が郡中取締のような役職を勤めたかどうかは不明で、今後の課題としておきたい。

なお大阪大学文学部日本史研究室所蔵桑津村文書はまだ目録が作成されていないが、明治大学刑事博物館に収められた免状を中心とするものは、『刑事博物館目録』第三号(昭和二八年)に掲載されている。さらに菊田太郎氏の収蔵資料で知られる守口文庫にも、享保期の触留があるとのことである(カード整理されている。村田路人氏の情報による)。したがって桑津村(旧日下家)文書は、津田文庫をはじめ四ヶ所に分かれて所蔵されていることになる。同家文書がいつどのようにして散逸したのか、またどういう経路を経て津田文庫他の機関に収蔵されたのかは不明である。情報をお持ちの方がおられれば、ご教示を乞う次第である。

最後になったが、本目録も橋本猛・松本望両氏の助力を得ている。記して感謝したい。

(この項 藪田 貫)

本稿は平成十四年度学部共同研究費「日本・アジア・ヨーロッパ各地における歴史資料の保存と利用についての基礎的研究」による成果である。

桑津村文書目録

1. 法令

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
1	14	延宝9酉. 5.	寛(公儀法度その他)	平藤次郎	摂州住吉郡桑津村		1	貼付はずれ、虫破損あり
2	44	安永8亥. 8	桑津村惣百姓請書(強訴徒党逃散停止農業出納致旨)	桑津村惣百姓治左衛門 他123名連印	庄屋年寄中		1	
3	28	天明6午. 7	強訴徒党逃散之致間敷事二付百姓請印可致事	妙国寺 請印 百姓連印	宛名なし		1	

2. 土地

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
4	5	宝暦6子. 3	欠郡住吉郷内桑津村御検地帳(文禄3. 8)	桑津村庄屋平三郎 他1名	なし	横帳	1	文禄3. 8、慶安2己丑. 9、宝暦6子. 3 綴合せ
5	24	年号なし	高反別	桑津村(力)	なし	折帖	1	虫破損(表紙)

3. 戸口

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
6	8	天和2壬戌. 4	摂州住吉郡桑津村家数人別出生帳桑津村	桑津村庄屋茂右衛門 他2名	平野藤次郎様	横帳	1	表紙脱落(要貼付)
7	6	宝暦13未. 6.	家数人別附り牛馬員数帳摂州住吉郡桑津村	桑津村庄屋茂右衛門 他5名	小堀数馬様御役所	横帳	1	
8	29	寛政3亥.	寛政三亥年改人別宗旨	庄屋平左衛門	宛名なし		1	虫破損あり

9	15	寛政12申. 10	送り一札之事(引越)	濃州石津郡馬飼村親喜右衛門 他2名	宛名なし	1	1	纏合せ、包紙に 「宗旨手形二枚」 との裏書あり
	15	寛政13酉. 正. 25	宗旨請合一札	仏光寺御門跡院家光蘭院役者誓 源寺	桑津村庄屋助左衛門	1	1	
	15	寛政13酉. 正. 25	包紙(引越送り状宗旨請合)			1	1	
10	6	天保3辰. 3.	天保3辰年3月摂州住吉郡桑津村宗門御改帳 浄土真宗四冊之内	桑津村年寄小左衛門 他1名	堂嶋寺社御奉行様	1	1	横帳
11	31	天保11庚子. 3	摂州住吉郡桑津村宗門御改帳(村控)	摂州住吉郡桑津村庄屋小左衛門 他2名	寺社奉行	1	1	横帳
12	3	弘化5戊申. 3	摂州住吉郡桑津村宗門御改帳村控	摂州住吉郡桑津村庄屋太次郎 他1名	寺社御奉行様	1	1	横帳
13	⑦ 1	嘉永6丑. 3	摂州住吉郡桑津村宗門御改帳	摂州住吉郡桑津村年寄八郎右衛 門 他1名	寺社御奉行様	1	1	横帳
14	4	安政2卯. 3	摂州住吉郡桑津村宗門御改帳控	年寄八郎右衛門 他1名	堂嶋寺社御奉行様	1	1	横帳
15	7	万延2酉. 3	摂州住吉郡桑津村宗門御改帳控	年寄八郎右衛門 他2名	堂嶋寺社御奉行様	1	1	横帳
	7	万延2酉. 3	摂州住吉郡桑津村宗門人別寄帳控	年寄八郎右衛門 他2名	堂嶋寺社御奉行様			纏合せ
16	2	文久2戌. 3	摂州住吉郡桑津村宗門御改帳控	年寄八郎右衛門 他2名	堂嶋寺社御奉行様	1	1	横帳
17	⑧ 2	明治4辛未. 3	宗門人別改五人組帳	摂州住吉郡桑津村年寄伊兵衛 他1名	大阪郡政局御役所	1	1	横帳

4. 貢租

18	延享元		寛(寛元元年)天和元年迄御免定引高書)	桑津村庄屋茂右衛門 他2名	宛名なし	1	1	
19	58- (1)	文政3辰	文政三辰御年貢納方書物入			1	1	書物入袋
	58- (2)	文政3辰. 11	寺領請所地下請年貢帳(地主茂右衛門)	桑津村庄屋日下茂右衛門	妙国寺様御役所	1	1	堅帳
	58- (3)	文政2卯	卯年茂右衛門請所下請年貢算	茂右衛門	宛名なし	1	1	堅帳

58-	文政3辰. 11	覚(地所作徳上納請取)	妙国寺役僧	桑津村請主日下茂右衛門	1
(4)				門	
58-	文政3辰. 12	差上申請取書之事(御用銀利足辰年分)	攝州住吉郡桑津村茂右衛門	堂嶋御役所	1
(5)					
58-	(文政3)辰. 12. 23	覚(年貢割合之事)	次郎左衛門	茂右衛門	1
(6)					
58-	年月日なし	覚(年貢村給他)	作成者不詳	宛名なし	1
(7)					
58-	(文政3)辰. 12. 21	覚(茂右衛門分亀之助分支配請取)	吉兵衛	茂右衛門	1
(8)					
58-	(文政3)辰. 12. 22	覚(亀之助分茂右衛門分辰支配入用受取)	兼帯庄屋次郎左衛門	宛名なし	1
(9)					
58-	(文政3)辰. 11. 27	覚(年貢、利足、年貢掛ヶ)	吉兵衛	茂右衛門	1
(10)					
58-	(文政3)辰. 12. 22	覚(当辰村給割合他算用違之事)	吉兵衛	日下茂右衛門	1
(11)					
58-	(文政3)辰. 月日なし	辰年御取米高(田方畑方とも)	作成者不詳	宛名なし	2
(12)					
58-	年月日なし	辰石代御直段、平野直段	作成者不詳	宛名なし	2
(13)					
59-	文政5午	文政5午御年貢納方書物入			1書物入
(1)					
59-	文政5午. 11	寺領請所下請年貢帳	桑津村請主日下茂右衛門	妙国寺様御役所	1
(2)				堅帳	
59-	文政5午. 11	覚(地所作徳上納請取)	妙国寺	桑津村請主日下茂右衛門	1
(3)				門	
59-	文政5午. 12	差上申請取書之事(御用銀利足当午年分)	攝州住吉郡桑津村平三郎	堂嶋御役所	1
(4)					
59-	年月日なし	覚(亀之介年貢銀他)	作成者不詳	宛名なし	2
(5)					
59-	(文政5)午. 11. 24	覚(年貢銀算用之事)、石切他	吉兵衛	茂右衛門	3
(6)					
59-	年月日なし	年貢利足(茂右衛門、亀之助、平三郎)	作成者不詳	宛名なし	3
(7)					
59-	(文政5)午. 12. 22	覚(今川入用他5件并米役手形)(桑津出作亀之介分)	平野郷惣会所	宛名なし	1
(8)					

59-	文政5午. 12. 18	石掛り(高石二巻勾三分打)桑津村亀之助	惣会所	宛名なし		1	
(9)							
59-	文政5午	撰津国御定直段	作成者不詳	宛名なし		1	
(10)							
59-	年号なし(文政5力). 11. 9	書状(二納銀取集通知)	法善寺村大谷十助	桑津村平三郎		1	
(11)							
60-	文政8酉	文政8年御年貢納方書物入				1	書物入
(1)							
60-	文政8酉. 11	御寺領請所下請年貢帳(控)	桑津村請主日下茂右衛門	妙国寺様御役所		1	
(2)							
60-	文政8酉. 11	寛(地所作徳上納請取)	妙国寺	桑津村請主日下茂右衛門		1	
(3)							
60-	(文政8酉). 10. 17	西御年貢銀納通	兼帯庄屋十助	平三郎		1	
(4)							
60-	(文政8酉). 11. 18	寛(御年貢取済)	兼帯庄屋十助	松三郎		1	
(5)							
60-	文政8酉. 12. 7	寺領御年貢請取 北組桑津村利三郎	年預役人執行役人	宛名なし		1	
(6)							
60-	年月日なし	小田原領(田方畑方)寺領田畑石二付免	作成者不詳	宛名なし		1	
(7)							
60-	年月日なし	寛(年貢利足平三郎分亀之介分)	新右衛門	日下平三郎		1	
(8)							
60-	(文政8酉). 11	寛(込公事料請取)	北組町	桑津利三郎		1	虫破損あり
(9)							
61-	文政9戌. 11	文政9戌年11. 御寺領請所下請年貢帳控	桑津村請主日下茂右衛門	妙国寺様御役所		1	
(2)							
61-	文政9戌. 11	寛(地所作徳上納請取)	妙国寺	桑津村請主日下茂右		1	
(3)							
61-	文政9戌. 12	差上申請取書之事	摂州住吉郡桑津村平三郎	堂嶋御役所		1	
(4)							
61-	文政9戌	文政9戌御年貢銀上納通 桑津村亀之助	惣会所	宛名なし		1	
(5)							
61-	(文政9). 11. 15	戌御年貢米銀納通	兼帯庄屋十助	平三郎		1	
(6)							
61-	文政9戌	文政9年戌御年貢之通	年寄新左衛門	日下茂右衛門		1	
(7)							

61-	(文政9)戊. 12. 20	当戌御年貢皆済 桑津村松三郎納	南組小儀町	宛名なし	2	
61-	(文政9)戊. 12. 9	文政9年寺領御年貢皆済 桑津村利三郎	年預役人執行役人	宛名なし	1	
61-	年月日なし	寛(年貢利足取支)	作成者不詳	宛名なし	1	
61-	年月日なし	寛(平三郎他3件取支)	寺役人	平三郎	1	
61-	年月日なし	銀納相場書	作成者不詳	宛名なし	3	
61-	(文政9). 11. 17	書状(当年取米皆無引高通知)	元野新左衛門	日下茂右衛門	1	
62-	文政10亥.	文政10年亥御年貢書物入			1	書物入
62-	文政10亥. 11	文政10亥. 11. 御寺領請所下請年貢帳控	桑津村請主茂右衛門	妙国寺様御役所	1	年貢帳に綴合せ
62-			(日下)茂右衛門	(元野)新左衛門	1	
62-(3)	文政10亥. 11	寛(地所作徳上納請取)	妙国寺	桑津村茂右衛門	1	
62-	(文政10)亥. 12. 4	文政10亥年分通惣中御年貢皆済 桑津村龜之助弁	惣中	宛名なし	1	木印(且納平野郷町御年貢之事)
62-	文政10亥	亥年御年貢之通(皆済銀)	年寄新左衛門	松三郎	1	
62-	(文政10)亥. 10. 21	寛(亥御年貢不足相済)	庄屋代権右衛門	平三郎	1	
62-	文政10亥. 12. 11	文政10亥年寺領御年貢皆済 北組利三郎	年預役人執行役人	宛名なし	1	
62-	文政7甲. 12. 7	文政7甲年寺領御年貢皆済 桑津村利三郎	年預役人執行役人	宛名なし	1	
62-	文政10亥	亥年御取米	作成者不詳	宛名なし	1	
62-	文政10亥	亥年(銀納直段、口米、三分一、十分一)	作成者不詳	宛名なし	1	
62-	文政10亥	亥年(田畑寺銀納直段)	作成者不詳	宛名なし	1	

62-(12)	文政10亥. 12. 6	当亥御年貢皆済	南組小籠町	宛名なし	1	
62-(13)	文政10亥. 11. 17	亥御年貢銀納通(皆済)	兼帯庄屋大谷十助	平三郎	1	(13)(14)紙継 綿二一括
62-(14)	文政10亥. 月日なし	文政10年亥御年貢之通(皆済)	年寄新左衛門	平三郎		
63-(1)	文政11子	文政11年子御年貢書物入			1	書物入
63-(2)	文政11子. 11	文政11子. 11御寺領請所下請年貢帳控	桑津村請主茂右衛門	妙国寺様御役所	1	年貢帳に綴合せ
63-(3)	文政11子. 11	覚(地所作徳上納請取)	茂右衛門	御年番衆中	1	
63-(4)	文政11子. 11. 2	子御年貢銀納通	兼帯庄屋大谷十助	桑津村請主茂右衛門	2	
63-(5)	文政11子. 12. 4	文政11子年之通(年貢銀皆済)桑津村亀之助 井	惣中(惣会所印)	宛名なし	1	木印(目納平野郷 町御年貢之事)
63-(6)	文政11子. 11. 19	文政11子御年貢之通(皆済)	年寄藤蔵	松三郎	2	
63-(7)	文政11子	子年御取米(米、三分一、十分一)	作成者不詳	宛名なし	1	
63-(8)	文政11子. 12. 17	覚(松三郎平三郎小入用銀相済)	庄屋大谷十助	松三郎	1	
63-(9)	文政11子. 11. 8	子年御取米三分一十分一値段	作成者不詳	宛名なし	1	
63-(10)	文政11子. 12. 16	覚(松三郎、茂右衛門請所、平三郎利三郎小入 用銀受取)	年寄藤蔵	松三郎	1	
63-(11)	年月日なし	請所小前年貢受取申候	松三郎	宛名なし	1	
63-(12)	文政11子. 10. 18	米五拾石(御上様引御取米)米百六石式斗四合 三勺(高持引下作へ)	作成者不詳	宛名なし	1	
63-(13)	文政11子. 11	覚(公事用銀受取)	北組町	宛名なし	1	
63-(14)	年月日なし	小前年貢利銀受取	松三郎	宛名なし	1	

63-	文政11子. 12. 16	文政11子年寺領御年貢皆済 桑津村利三郎	年預役人執行役人	宛名なし		1	
(15)							
64-	文政12丑	文政12丑御年貢書物入				1	書物入
(1)							
64-	文政12丑. 11	文政12丑年11月御寺領請所下請年貢帳 控	桑津村請主茂右衛門	妙国寺様御役所	堅帳	1	
(2)							
64-			茂右衛門	御年番衆中		1	年貢帳に綴合せ
(2)							
64-	文政12丑. 11	寛(地所作徳上納請取)	妙国寺	茂右衛門		1	
(3)							
64-	文政12丑. 11. 11	丑御年貢銀納通(手形二而請取相済)	兼帯庄屋南法善寺村大谷十助	松三郎		1	
(4)							
64-	文政12丑. 11. 11	丑御年貢銀納通(手形二而請取相済)	兼帯庄屋南法善寺村大谷十助	平三郎		1	
(5)							
64-	文政12丑	文政12年丑寺領御年貢之通(皆済)	年寄新左衛門	平三郎		1	
(6)							
64-	文政12丑. 12. 11	文政12丑年寺領御年貢皆済 桑津村利三郎	年預役人執行役人	宛名なし		1	
(7)							
64-	文政12丑	文政12丑年寺領御年貢皆済	年寄新左衛門	松三郎		1	
(8)							
64-	文政12丑	文政12丑年御取箇米銀三分一十分一直段	作成者不詳	宛名なし		1	
(9)							
64-	年月日なし	摂州・河州口米三分一十分一直段	作成者不詳	宛名なし		1	
(10)							
64-	年月日なし	廿一日掛ヶ松三郎年貢利足 廿一日掛ヶ茂右衛門受所	作成者不詳	宛名なし		2	
(11)							
64-	文政12丑. 12. 19	寛(松三郎受所分平三郎)小入用受取	新左衛門	松三郎平三郎		1	
(12)							
64-	文政12丑. 12. 19	寛(丑年村支配入用受取)	権右衛門	松三郎平三郎		1	
(13)							
64-	文政12丑. 12. 11	寛(御年貢不足分、御下利足、村方小入用請取)	兼帯庄屋大谷十助	松三郎		1	
(14)							
64-	年月日なし	金四両貳朱	差出人不詳	平三郎		1	文意不明
(15)							
65-	文政13寅	文政13寅御年貢書物入				1	書物入
(1)							

65- (2)	文政13寅. 11	桑津村請主茂右衛門	文政13寅年11御寺領請所下請年貢帳	桑津村請主茂右衛門	妙国寺様御役所	1	
65- (2)		茂右衛門		御年寄衆中			
65- (3)	文政13寅. 11	妙国寺	寛(地所作徳上納請取)	妙国寺	桑津村請主茂右衛門	1	
65- (4)	年月日なし	作成者不詳	御私料賣年免刻(田方、畑方)寺領平均	作成者不詳	宛名なし	1	
65- (5)	文政13寅	桑津村兼帯庄屋大谷十助	寅年御年貢銀納通	桑津村兼帯庄屋大谷十助	松三郎	1	
65- (6)	寅11. 22	作成者不詳	寛(年貢利足)	作成者不詳	日下松三郎	1	
65- (7)	文政13寅	年寄藤蔵	文政13年寅御年貢通(利足)皆済	年寄藤蔵	松三郎	1	
65- (8)	年号なし. 11. 22	作成者不詳	寛(年貢利足)	作成者不詳	宛名なし	1	
65- (9)	文政13寅. 12. 12	年預役人執行役人	文政13寅年寺領御年貢皆済 桑津村利三郎	年預役人執行役人	宛名なし	1	
65- (10)	(文政13寅). 11. 11	北組町	攝州三分一十分一直段	作成者不詳	宛名なし	1	
65- (11)	(文政13寅). 11.	北組帳	寛(当寅之年込公事料)	北組町	宛名なし	1	
65- (12)	(文政13)とら年	銀三拾壹匁米公事料		北組帳	宛名なし	1	
65- (13)	(文政13寅)	利足銀(廿二日掛ヶ茂右衛門 廿二日掛ヶ松三郎 4日懸松三郎 他1枚)		作成者不詳	宛名なし	4	
65- (14)	文政13寅. 3. 27	總會所	古河出人足掛(銀八匁三分五厘)桑津村龜之助	總會所	宛名なし	1	
66- (1)	天保2卯	天保2年卯御年貢書物入				1	書物入
66- (2)	天保2卯. 11	桑津村請主茂右衛門	天保2卯年11月御寺領請所下請年貢帳	桑津村請主茂右衛門	妙国寺様御役所	1	
66- (2)		茂右衛門		茂右衛門	御年寄衆中		
66- (3)	天保2卯. 11	妙国寺	寛(地所作徳上納請取)	妙国寺	桑津村請主茂右衛門	1	

66-(4)	年月日なし	差上申請取書之事(端裏書請取書案文)	摂州住吉郡桑津村松三郎	堂嶋御役所	1
66-(5)	天保2卯. 10	天保2卯10. 御年貢額上納通	富田新田	桑津村茂右衛門	1
66-(6)	天保2卯	当卯年直段(摂州三分一十分一口米 河内三分一十分一口米)	作成者不詳	宛名なし	1
66-(7)	天保2卯. 11. 15	卯御年貢請取通	兼帯庄屋大谷十助	松三郎	1
66-(8)	天保2卯.	天保2年卯寺領御年貢之通 皆済(松三郎納、茂右衛門受所)	新左衛門	宛名なし	1
66-(9)	天保2卯. 12. 7	天保2卯年寺領御年貢皆済(桑津村利三郎支配人(小間物屋)忠兵衛)	年預役人執行役人	宛名なし	1
66-(10)	(天保2卯)	田方畑方取銀高	作成者不詳	宛名なし	3
66-(11)	(天保2卯)	田方畑方取銀高(上中田畑屋敷他)	作成者不詳	宛名なし	1
66-(12)	(天保2卯)	寛(村寺請所)取銀高	作成者不詳	宛名なし	1
66-(13)	(天保2卯)	田方畑方取高	作成者不詳	宛名なし	2
66-(14)	(天保2卯). 12. 2	寛(卯年込公料)(事脱力)	北組町	宛名なし	1
66-(15)	(天保2卯)	廿日掛り年貢利足(松三郎茂右衛門受所)他1枚	作成者不詳	宛名なし	2
66-(16)	(天保2)卯. 12. 11	寛(村小入用請取)	新左衛門	松三郎 平、受所	1
67-(1)	弘化3午	弘化3年午御年貢書物入			1 書物入
67-(2)	弘化丙午. 11	弘化3年丙午御寺領請所下請年貢帳控	桑津村請主茂右衛門	妙国寺様御役所	1 堅帳
67-(2)		当午御寺領請所下請年貢請取	茂右衛門	御寺領庄屋年寄衆中	
67-(3)	弘化3丙午. 11	寛(地所作徳上納請取)	妙国寺	桑津村茂右衛門	1
67-(4)	弘化3丙午	摂津國(三分一口米十分一直段)小田原領(石代上々米直段)小田原領御年貢小入用 他	作成者不詳	宛名なし	1

67- (5)	弘化3丙午	弘化三丙午寺領御年貢小入用 他	作成者不詳	宛名なし	1
67- (6)	(弘化3)午. 12. 23	寛(小入用請取)	庄屋平重郎	茂右衛門利三郎	1
67- (7)	(弘化3)午. 12. 23	寛(年貢小入用受取)	庄屋太次郎	茂右衛門	1
67- (8)	(弘化3)午. 12. 15	寛(御蔵入用請取)	庄屋太次郎	茂右衛門	1
67- (9)	(弘化3) . 23	小入用請取(桑津村茂右衛門利三郎)	桑津茂右衛門利三郎	宛名なし	1
67- (10)	(弘化3) . 22	年貢銀利足(茂右衛門)	作成者不詳	宛名なし	2

5. 村政

29	天明6午. 4. 27	作恐口上(婦役願)桑津村茂右衛門改名助左衛門(端裏書下書)	助左衛門	妙国寺御役者中様	1
30	天明6午. 5	作恐口上(桑津村茂右衛門)改名助左衛門)帯刀御免窮之事	桑津村助左衛門	妙国寺御役者中	1
31	天明6午. 6	作恐御請書(助左衛門婦役之權承知之趣連印之事)	御寺領桑津村年寄善兵衛 他14名(印)	宛名なし	1
32	天明6午. 6	助左衛門婦役之權不承知之趣連印之事	九右衛門 他24名(印)	宛名なし	1
33	天明6午. 7	作恐御請書(庄屋助左衛門婦役不承知ながら承知請印仕候)	御寺領桑津村百姓金兵衛他21名連印	宛名なし	1
34	天明6午. 8. 10	作恐口上御下 桑津村百姓利右衛門(利右衛門俸市松二付争論)	利右衛門 他1名(奥書)地主勤左衛門 他1名	妙国寺御役者中	1
35	天明6午. 8. 25	作恐口上(年寄善兵衛開門御赦免願之事)	桑津村庄屋助左衛門	妙国寺御役者中	1
36	天明6午. 8. 26	作恐口上御寺領桑津村年寄善藏(庄屋助左衛門婦役二付百姓不承知之争論二付年寄取締方不行届之御託之事)	桑津村年寄小左衛門(奥印)庄屋助左衛門	妙国寺御役者中	1

虫破損あり

37	⑭ 17	年号なし. 6. 9	助左衛門掃役承知不承知双方之名前印形差出旨之趣意書 (包紙) 桑津村妙国寺領庄屋年寄	堺妙国寺役者(印)	領分桑津村庄屋助左衛門他1名	1	(天明6年カ)
38	34	年号なし午. 7. 27	作恐口上御下 桑津村百姓奎兵衛同粹源兵衛(助左衛門庄屋掃役不承知争論)	奎兵衛 他5名 (奥書)庄屋助左衛門	妙国寺御役者中	1	
39	23	年月日なし	覚書(承知人数、不承知人数 寺領高所持御料百姓貳拾人人寺方共)	作成者不詳	宛名なし	1	虫破損あり
40	28	年月日なし	御料屋敷二住居いたし候寺領百姓名寄	作成者不詳	宛名なし	1	趣意不詳検討の事
41	24	年月日なし	百姓名前高書付	作成者不詳	宛名なし		
42	25	年月日なし	御札順(御寺領御料百姓名前書上)				持屋敷地主の別註記
43	30	年月日なし	不承知	作成者不詳	宛名なし	1	⑭-21、⑭-23と関連文書カ
44	20	年月日なし	作恐以書附テ奉御願候	攝州住吉郡桑津村願人茂右衛門他8名	宛名なし	1	文書後半部分欠如

6. 農業

45	5	明暦2丙申. 11	攝州欠郡之内桑津村名寄帳			1	横帳
46	⑥ 1	天明6午. 12. 19	一札(大豆作手入買金請取)	富田新田惣七	桑津村助左衛門	1	
47	8	文化14丑. 9	当丑秋立毛耕地限帳攝州住吉郡桑津村	桑津村百姓代林七	堂嶋御役所	1	翌帳
48	13	天保2卯. 6	質物二差入申御田畑之事	西川村質主彦三郎 他2名	桑津村松三郎	1	
49	⑲ 24	天保2卯. 7	居宅土蔵門納屋質物証文之事 奥印	西川村質主彦三郎 他1名	桑津村松三郎	1	

7. 用水

50	[33] 2	貞享4卯. 8	貞享4年卯8月 摂州住吉郡桑津村樋百嶋溜池 北田辺桑津立合樋御普請願帳	桑津村庄屋茂右衛門 他3名	御奉行様	横帳	1	虫破損あり
51	4	貞享4丁卯. 11	摂州住吉郡桑津村樋百嶋溜池桑津北田辺立合 樋御普請願帳、寛(松伏樋道具)	作成者なし	宛名なし	横帳	1冊、1 枚	
52	12	正徳3巳. 6	乍恐返答書を以言上仕候(六反村用水樋潰二 付井堰築上ケ之事)	六反村庄屋源右衛門	中村甚五右衛門 他1名		1	虫破損あり
53	19	元文3午. 6	元文3年午6月川下猪飼野、岡、木野村領砂凌 覚	作成者不詳	御裁判所箱訴	横帳	1	
54	14	延享4卯. 7	乍恐以書付御願奉申上候(新大和川筋堤用水 樋之事)	青池井手口東浦榎木待手五ヶ所 立合樋惣代河州志紀郡柏原村庄 屋次右衛門 他9名	奉行所		1	追而書あり(塚奉 行所)

8. 商業・金融

55	① 87	延宝8庚申. 7. 5	乍恐口上書を以申上候(堺妙国寺江銀子合拾 六貫返済催願)	摂州住吉郡桑津村百姓介左衛門 他2名	堀内新六		1	
56	112	延宝8庚申. 7. 5	堺妙国寺江肝煎銀勘定帳 他	摂州住吉郡桑津村百姓介右衛門 他2名	堀内新六		1	
57	5	享和2戌. 10	差上申一札之事東町奉行所宛(江戸入津酒造 商届)	妙国寺用達井筒屋東兵衛	桑津村御役人		1	
58	27-(1)	天保6未. 正. 21	乍恐奉願上候(端裏書天保6正月家質物 願出 書付控)	摂州住吉郡桑津村松三郎 他1名	丹南御役所		1	
	27-(2)	天保6未. 正. 19	右願書之添翰	桑津村松三郎 他1名	堂嶋御役所		1	
59	55	天保15甲辰. 正	貸附銀覚帳	作成者不詳	宛名なし	竖帳	1	(桑津村関連力)
60	9	元治2乙丑. 1	元治2年乙丑正月吉日貸附帳	日下氏	宛名なし	竖帳	1	

9. 交通

61	75-(5)	元治元子. 9. 24	寛(御手船入用高請取)	川口御用所	日下茂右衛門	1
	75-(6)	年月日なし	寛(東在方世話取替銀差引勘定)	作成者不詳	宛名なし	1
	75-(7)	年月日なし	寛(金九両三步他金子受取)	為田五右衛門	宛名なし	1
	75-(8)	年月日なし	寛(寄進高差引勘定)	作成者不詳	宛名なし	1
	75-(9)	年号なし丑. 2. 22	寛(御手船惣入用内訳 東在世話方取替分内訳)	作成者不詳	宛名なし	1

10. 寺社

62	17	寛文10成. 5. 4	乍恐返答(本山知恩院よりの問責に対する返答)	桑津村見生寺欣營井一願	知恩院御役者中	1
63	42	延宝8庚申. 2. 12	桑津村見生寺住持代々井覚心不届之条々	作成者不詳	宛名なし	1
64	29	延宝8庚申. 2	口上書(本堂庫裏新造作之願)	浄土宗地恩院末寺摂州次郡桑津村見生寺信營 判 他4名	大坂御奉行	1 虫破損あり
65	14	延宝8申. 7. 12	乍恐御訴訟(桑津村見生寺借銀返済)	うえ本町橋詰町永木喜兵衛 他14名	御奉行様	1 虫破損あり
66	10	延宝8申. 8	乍恐口上書を以申上候(見生寺後住覚心借財取扱処分之事)	桑津村庄屋介左衛門 他4名	御奉行所	1
67	16	延宝8申. 8	乍恐口上書を以申上候(見生寺先住欣營追放、後住覚心借銀埒明之事)	桑津村庄屋助左衛門 他4名	御奉行様	1 虫破損あり
68	35	延宝8申. 8	口上書之覚(見生寺住覚心借銀之事)	作成者不詳	御奉行	1 貼付はずれ、虫破損あり
69	[36] 14	延宝8庚申. 8	乍恐差上申口上書之覚(桑津村見生寺看主覚心不埒之事他)	作成者不詳	宛名なし	1
70	32	貞享元子. 7. 6	乍恐口上書(見生寺住寺恵秀与之爭論、内済之事)	作成者不詳	宛名なし	1
71	30	宝曆3酉. 正	乍恐奉願上候口上書(西之坊大破二付桑津村庄敷地へ引授ヶ候事)	同村年寄平兵衛 他3名	御奉行所	1 虫破損あり貼付はずれ

72	7	宝暦6子. 3. 12	光琳寺本堂屋跡葺替御願	摄州住吉郡桑津村光琳寺看坊隆正 他2名	御奉行様	横帳	1冊、1枚	京都角倉與一様御役所宛
73	[33] 37	安永3年. 5. 12	請取申願子之事	桑津村良性寺先住倫譽 他1名 (奥印)見性寺当住印譽	祐藏		1	
74	2	寛政2戌. 3. 16	恐(ママ)恐口上(四万五千日圓向法事、建礼、仮屋取拂)	摄州住吉郡桑津村浄土宗見性寺庄屋助左衛門	小堀繼殿御役所		1	要修理(のり付ハズシ)
75	11	年月日記入なし	乍恐口上書を以申上候(上記文書と同様の文書)	差出人名記入なし	欠落		1	後半部欠落
76	3	年月日なし	当村見生寺何角寛	摄州住吉郡桑津村	宛名なし	横帳	1	
77	41	年月日なし	乍恐差上申口上書之事(摄州桑津村見生寺寛心不届之条々)	作成者不詳	宛名なし		1	

11. 家

78	15	年号なし. 正. 18	書状(妙国寺印形調印之上御書付差出可被下候事)	播磨屋十五郎	桑津村御庄屋茂右衛門		1	
79	25	年号なし. 12. 26	妙国寺役者よりの差紙(桑津村庄屋助左衛門・年寄中出頭之事)	妙国寺役者	桑津村寺領庄屋助左衛門 他2名		1	包紙とも
80	26	年号なし. 9. 晦	書状(堺出会名寄帳免割帳ニツキ打合之事)	原田利助	日下茂右衛門			
81	27	年号なし. 10. 15	書状(病氣二付明日不参)	藤本与右衛門	日下茂右衛門		1	
82	37	慶応4. 3	仁和寺参入之事被任請畢向後幾久聴近有之旨沙汰状	吉田陸奥守 他1名	摄州住吉郡桑津村日下茂右衛門	折紙	1	包紙あり

はじめに 時期と内容分類

桑津村文書に残された絵図は総数五八点で、年記の分かるものが最古は元文元年（一七三六）、最新が享和四年（一八〇四）で、大半は十八世紀のものである。保存状態は大変よく、虫害による破損も少なく、彩色もよく残っている。一般に近世の絵図は描かれている領域によって、国絵図、郡絵図、村絵図に大別されるが、この絵図群は主として桑津村を中心とした村絵図である。桑津村の属する住吉郡域を描いた、いわゆる郡絵図が若干ある。

絵図の多くは年記がなく、正確な作成年代は分からないが、描かれている情報から、ある程度の時期区分は可能である。絵図に記載されている石高からは延宝検地の前後を判断できる。また川の流路と新田からは、大和川付替の前後が分かるのである。この村高と川の流路から、延宝検地以前をA、延宝検地から大和川付替までをB、大和川付替以後をCとする。この時期区分から、大部分の絵図が大和川付替以後のものであることが分かる（目録参照）。

近世の絵図は、その内容にしたがえば、村の全般的な概況を示した一般図と、特定の目的によって作成された主題図とに分けられる。絵図は、その範囲・時期・内容など様々な指標によって分類することが可能であり、絵図群全体の傾向や偏差などからも分類方法は異なってくる。それは絵図に描かれた地域の社会的な状況も反映しているといえよう。ここでは全体的な特徴を考慮して、一般図として①概観図、主題図としては②所領分布図、③耕地見取図、④水利関係図、の四つに大別した。桑津

村の絵図群は、一般図である①概観図が少なく、主題図のなかでも④水利関係図が多いのが特色である。

以下、この分類に従って見ていきたい。

一、概観図にみる村況と特徴

絵図の作成契機は検地、領地替え、新田開発、普請、境界設定、争論、役人の巡見などであり、桑津村の場合も例にもれず、検地や普請、争論、そして役人の巡見に際して作成されたことが、絵図の表題や端裏書から分かる。最初に、村の概況を総合的に記載した絵図から、桑津村の基本的な情報を読みとってみたい。これらの絵図が、以後の絵図のベースマップとしての役割を果たしていたと考えられる。

まず1と2（目録番号、以下同じ）である。これらの絵図にあるように、住吉郡の文禄検地は文禄三年（一五九四）に実施され、検地奉行は浅野弾正長吉であった。この二点には、文禄検地（古検）段階の村高や情報が記載されているが、正確な作成年代は不明である。ただ、河川の流路から、文禄検地以後—大和川付替以前の情報が描かれていると考えて間違いない。

村の中心は、「堀」「洲」と「小竹藪」で二重に囲まれた環濠集落である。「居村」で、家数は1には六七軒、2には六五軒とある。八幡宮・金蓮寺の境内地が除地とされ、さらに環濠の北西に接して天神宮、その北隣に見性寺が除地として描かれている。そのほか村内の宗教施設として

は墓、野神、六斎塚が見られ、また赤塚、大塚、鐘子山の古墳も描かれている。

用水施設については、桑津村・北田辺村・南田辺村の相合池（共同管理池）である百嶋池からの用水井路、悪水井路、堤、橋のほか、樋に関するは長さや番号（2のみ）が付されている。用水施設については、後述するように水利関係図とほぼ同等の情報量が描かれており、その傾向は所領分布図や耕地見取図でも見られることから、当該地域における水利問題の重要性が示唆されている。

居村の外側は、2には「田畑日損場」「田畑旱損場」とあるが、詳細な所領や耕地の状況は記載されていない。村の北境には「桑津新家」が「林寺村新家」と隣接しており、そこを横断する大和海道の北側が「林寺村領」である。周辺地域に関しては東側が「平野庄領」、西側は「天王寺村領」、南側は「北田辺村領」と表記されている。

つぎに絵図群の表現上の特徴をみてみよう。ほとんどの絵図は上が南、下が北となっている。他地域の村絵図と比較して最初に気付くのは、立体感に乏しく平面的であることである。これは桑津村周辺の地形が実際に平地であつたためでもあるが、それを度外視しても絵画的な要素が少ない。樹木は宗教施設内に描かれているのみである。

建築物としては人家、寺社、祠堂、鳥居、郷蔵がある。人家は「居村」「桑津新家」の内部にのみ描かれているが、記号化されていて、実際の家数や建物をあまり反映していないようである。ただし唯一3では「桑津新家」内に描かれている人家が新家集落内を横断する大和海道の両側に向かい合つて並んでおり、これは実際の家屋の方向性を示しているもの

として注目される。

二、所領分布図が示す相給状況と新田開発

つぎに所領分けを主眼とした絵図類が挙げられる。これらの絵図では村の情報は必要最低限にされ、何よりも所領の相給状況が一目で分かるように、カラフルに色分けされているのが特徴である。桑津村の相給関係といえば、幕府領と堺妙国寺領の入組が絵図に見られる基本的形態である。11は妙国寺領の分布状況がよく分かるものである。寺領には「寺領西ノ辻廿五番ヨリ廿六番迄」というふうには、該当する小字と地番が記されている。また「居村」と表記される集落の内側にも、寺領が三ヶ所あつた。小字の記載に関しては、明確な境界線こそ描かれていないものの、この絵図が小字の位置を最もよく描写している。

13は彩色も美しく丁寧に仕上げられ、「高百貳拾石堺妙国寺本田畑之内二入組」とされている。絵図では寺領そのものは区別されず、本田畑（幕府領）への弥重寺新田の分布が描かれている。これも先の11に類似して新田に地番が付されている。また大和川付替によつて生じた「川床引」の部分にも番数が付けられており、付替からさほど遅くない時期に作成されたものと推定される。10は幕府領、寺領、新田、川床（川欠場）が色分けされているほかに、道、悪水井路、樋普請所、戸関樋普請所、堤、居村も丁寧に描かれているなど、多くの情報を含んでいる。

ところで、明らかに所領分布図とはされないものの注目すべき絵図群がある。それは先述した郡絵図に分類されうる15、21で、一見、道中図

といえるものである。天王寺を起点に堺まで住吉郡内の各村間の道程が記されており、例えば桑津村―北田辺村間は六丁、天王寺―阿倍野間は十八丁となっている。各村は円の中に村名を記すことによつて表されており、大和川の付替によつて旧川床に開発された富田新田や、町場として長方形に表現された安立町も見える。大和川、今川、駒川以外に建築物や自然的景観の描写は見られず、簡素で模式的なものであるが、よく見るとすべての村間に道程が記されておらず、道程の表記が必ずしも厳密でないことに気付く。ここで注意すべき点は、凡例にあるように「御領分」の村は黄色、「御他領」は白（無色）という区別である。つまりこれは、そのまま絵図の作成主体が「御領」側に立つものであつて、「他領」を区別したうえで、村間の道程の概略を整理しているのである。そのような点からこの絵図も、所領分布図に分類することが可能である。

三、桑津村の綿作と耕地見取図から

つぎに、耕地の状況を中心に描かれた絵図類がある。絵図の作成目的は明確で、端裏書などから、代官の検見の際に際して準備されたことが分かる。しかし、あくまでも居村、寺社、水路、道以外の部分を相対的に「田畑」と表記してあるのみで、小字とそのおおまかな面積の記載されているものもあるが、詳細な田畑の分布状況は分からない。検見の際に提出するものとはいえ、大半が概略図に留まつている。早損状況を示しているものとしては34があるが、これも耕地にあたる部分はすべて「田畑早損場」とされておらず、絵図全体の描写としては①概観図や後述する④

水利関係図の情報量に匹敵するものの、具体的な耕地状況およびその早損状況は分からない。

このようななかで注目されるのは33である。この絵図の形式は小字とその面積を表したものに類似しているが、村内では「居村」の領域と道のみが描かれ、道で区分された部分ごとに、畑地の面積が記されている。また田地に関しては「外田有之」と記されているのみで、その他の情報は、他領との境界と方位以外は一切描かれていない。ここから、この絵図の作成目的が畑地の概況にあることが分かる。重要なのはそこに「木綿皆無」「同大痛」「中痛」などのように、綿作の作柄状況が記されていることである。桑津村の名産としては、『摂陽群談』には「桑津温菘」と大根が挙げられているが、当時の主要な畑作物は綿花であつたことが窺える。

四、水利関係図について

絵図群のなかで最も多いのが、この水利関係図である。これまで見てきた絵図のなかでも、用水とそれに関わる施設は他の要素に比して詳細に描かれており、桑津村とその周辺地域において、水利が非常に重要な問題であつたことが分かる。そしてそれは大和川の付替と無関係でないことも明白である。付替によつて用水条件は大きく変化したのである。ここでは付替による用水系統の変化がいかに絵図に反映され、描かれているのかを以下の分類にしたがってみてみたい。

(ア) 用水系統図

40と41は狭山池から大和川までの川筋を描いた大判の絵図で、大和川付替前の当該地域の用水系統を知ることのできる貴重な資料である。その水路を見てみると、狭山池からの天道川は最初に「東除ケ」（東除川）「西除ケ」（西除川）に分かれ、「東除ケ」は途中「柏原より井路筋」を併せて、「西除ケ」に合流する。「西除ケ」は貯水池である「裏池」を経て「丹南郡丹北郡悪水井路」と、「味右衛門池」「砂村池」より発した「在々悪水井路」を併せて、最後に大和川へ合流する。

川筋の村々は、円の中に村名を記したもので表されている。ここで注目したいのは、黄色に塗られた村である。凡例によればこれは「水場」の村で、天道川の合流地点に集中して見られる。したがって、描かれている領域は非常に広範であるが、この絵図の中心は、桑津村を含むこの「水場」の村々であろう。これらの村々がある特定の用水権益を共有し、付替以前の桑津村が、狭山池および西除川（天道川）を主たる水源としていたことが分かるのである。

最も多く残されているのは、村内の用水系統を概観した絵図類である。代表的なものが48であるが、百嶋池からの用水路、今川悪水路、猫間川悪水井路とそれらに関わる井関、樋が描かれており、とくに樋には番号が付され、長さや内法が記されている。村内の情報は居村と宗教施設が表記されているが、絵画的要素は少なく、このパターンが用水系統図の基本となっており、精粗の差はあっても多くの絵図がほぼ同様の形式で作成されている。

西除川に加えて桑津村の水源として描かれている百嶋池は、地理的に

考えて現在の桃ヶ池と考えられるが、非常に大きく描かれていることに気付く。この池が付替後に重要性を増し、それが絵図上の池の大きさに反映されているのではないだろうか。実際に百嶋池は、付替前は北田辺村・南田辺村・桑津村の三村立合であったものが、付替後には北田辺村・桑津村二村の立合になっており、付替による用水系統の変化は絵図の上でも確認できるのである。

(イ) 争論関係図

さて、大和川付替以前の状況を物語る絵図がもう一点ある。39には、百嶋池から桑津村への用水井路が描かれ、狭山西除天道川の両岸に堤が描かれており、西岸は駒川までの合流点まで「堤長百式間」東岸は「堤長式百拾三間」とある。問題は平野領との境界に示された「論所」で、平野道沿いの平野橋の東西二箇所にあるが、これは明らかに争論絵図である。天道川と今川を結ぶ「桑津村樋」と、平野庄領の悪水井路が描かれているが桑津村の内部は細かい描写がなされおらず、絵図の中心はまさしくこの境界付近で、おそらく堤普請をめぐる平野庄との争論に関連するものであろう。

付替後の状況としては50がある。絵図左端（南）から狭山悪水川と駒川悪水井路が大きく置かれ、堤が所々切れたように描いてある横に、「論所堤切り口長四拾間」「是より論所堤迄六拾間」とある。さらに北田辺領と桑津領の領域が朱線で描かれており、まさしく争論絵図としての体裁で、決壊した堤をめぐる北田辺村との争論であったことが分かる。方位は上が西（川上）になっており、鷹合村との境界も示されている。二本

の悪水井路には桑津橋が跨っているほか、悪水落樋、用悪水井路が見える。

(ウ) 樋普請所・川欠所・堤図

付替によって住吉郡の中央を北流していた西除川は流路を遮断され、西除川下流部の今川の水量は減少した。それにも関わらず流路変更によって堤防が決壊したようで、駒川悪水井路の川欠場所に番数で示したものに56がある。この川欠場所が大和川付替によって流路を変更させられた場所であり、堤の欠損だけでなく、土砂も堆積していたであろう。

また取水、排水をめぐる新たな問題にも直面したようである。猫間川からの取水井路、井関、悪水井路、樋は絵図のなかにその存在を強く残している。とくに取水と排水の要である樋は、最も詳細に描かれており、近世を通じて繰り返し修造されていたことは、44と47や3に詳しい。

また、堤の間数と枕木の数を記した68も興味深い。桑津村の天道川筋の惣堤間数は九百間、使用された杭木は二五〇本で、それぞれ長さ一丈三尺、末口二寸五分で、さらに竹五〇束が柵（しがらみ）に入れて補強されていたことが分かる。他に駒川と今川の用水樋の概略図55などもあり、用水系統の具体的な状況を物語る資料となっている。

五、絵図から考える 環濠集落と宗教施設

これまで見てきたように、絵図によって桑津村に関する多くの情報が得られた。最後にそれをもとに桑津村の特質について若干の整理を試み

たい。

第一は環濠集落という村落形態である。桑津村の周辺では、とくに堺や平野郷などがよく知られており、『東住吉区史』によれば、今在家（現在の今川）、新在家（杭全）、今林、中野、喜連、東西瓜破、成木、六反、住道、矢田部山、堀（東長居）などでも集落周辺の濠が確認されている。桑津村でも、文祿検地段階での情報を反映した1、2の絵図から考えれば、遅くとも中世末期には環濠集落は成立していたであろう。

第二に集落形態と関連して村の宗教施設について。中世末期の環濠集落といえば、いわゆる真宗寺院を中心とした寺内町を想起するが、桑津の環濠集落の中心は金蓮寺および八幡社である。金蓮寺は、明治六年（一八七三）に廃寺となり、正確な由緒は不明であるが、3では「氏寺」と記されており、他寺院に比べて明らかに堂宇が立派に描かれ、近世を通じて境内地は除地とされている。

また同絵図では、「無本寺」とあるため、宝暦七年（一七五七）の洞空による再建以降、浄土宗寺院になったと考えられる。桑津村内の真宗寺院としては、知恩院末寺の見性寺が除地として多くの絵図に描かれているが、3では、環濠内に、仏光寺派光津寺と大谷派（絵図では東本願寺派）光琳寺が見える。この二寺は他の絵図では一切描かれておらず、「御年貢地」とされ、金蓮寺に比べて堂宇も粗末に描かれている。

氏神は天神社であるが、環濠の外に隣接するかたちである。『日本書紀』には応神天皇一三年春に髪長姫が日向より当地に来住し、病に臥して少彦名命を祀って祈願したところ平癒したとの言い伝えがあり、これによって少彦名命が氏神として勧請されたという。末社に八幡社、稻荷神社、

八王子社があるが、八幡社は髪長姫の旧址とされた金蓮寺内にあり、金蓮寺が廃された際に、天神社境内に移されたものである。

これらを総合すると桑津村における環濠集落はいわゆる真宗寺内町ではなく、真宗寺院はあくまでも村の道場としての性格が強く、金蓮寺が環濠内のみならず桑津村全体における宗教的な中心であったと考えられる。またこの境内には「御蔵」「郷蔵」が描かれているが、村の宗教施設に共同体の蔵が置かれていることは、近世の郷蔵の有り様を見るうえでも注目できる。

おわりにく描かれるものと描かれないもの

桑津村に関する絵図群にはそのほか、桑津村内を通る大和海道を詳細に測量した57や、一軒一軒の屋敷地の間敷を記した58などもあり、興味は尽きない。今後、これらの絵図をより詳細に読み解き、文書などと照合することによって、一つ一つの絵図の意味が確実なものとなるだけでなく、一つの近世村落の具体的な景観やあり方が明らかになっていくと思われる。

ところで絵図には当然描かれるものと、描かれないものが生じる。例えば当絵図群では見性寺北側の墓地が絵図によって描かれていなかったり、ほぼ同内容の絵図で家数が異なっていたり、小字表記が微妙に異なっていたりする。このような現象を、実際の墓地や家数や小字の変化をそのまま反映しており、絵図の作成年代によるものと考えれば、それは絵図編年の一つの指標にもなる。

しかし、絵図の作成や書写に際しては、作成主体の意識が何らかのかたちで投影されている。そして作成主体の意識というのは、当時の社会的状況によって形成されているはずである。何をどう描くかということもさることながら、何がどう描かれていないのかを考えることは、絵図の作成背景のみならず近世村落をめぐる地域社会や、その意識に触れる一つの方法となるのではないだろうか。

(この項 石本倫子)

桑津村絵図目録

凡例

- 1 ①概観図②所領分布図③耕地見取図④水利関係図に分類した。
- 2 各分類ごとに年代順に並べ、年未詳は最後に回した。
- 3 文書名(表題)には原題をとり、丸カッコで内容を補足した。

通覧分類	整理番号	時期年月日	文書名(表題)	作成者・差出人	宛名	彩色	頁数	法量(縦×横cm)	形態
1	① 89	A (文禄3)	摂州住吉郡桑津村領内絵図(文禄検地絵図)	桑津村庄屋 茂右衛門、年寄 権右衛門他2名	なし	あり	1枚	47.0×90.0	
2	① 99	A (文禄3)	摂州住吉郡桑津村領内絵図(文禄検地水堀日損場絵図)	作成者不詳	なし	あり	1枚	47.0×90.0	
3	① 74	C (宝曆3)	桑津村絵図(端裏書住吉郡桑津村)	桑津村庄屋 平三郎、年寄 藤左衛門他1名	なし	あり	1枚	55.0×84.2	
4	② 57	C	寛延元戊辰9月5日新米町北前御代官万七郎右衛門権御役所へ差上候村絵図(御料田畑入組御所へ上ル)	庄屋 茂右衛門、年寄 藤左衛門	奥谷半四郎様	あり	1枚	40.7×55.5	袋入
5	② 77-1	C	安永9子5.26 所へ差上候村絵図(万七郎右衛門へ差上絵図控)	庄屋 茂右衛門、年寄 権左衛門他1名	万年七郎右衛門様	なし	1枚	-	
6	② 77-3	C	安永9子5.26 六日万七郎右衛門御役所へ上ル)	庄屋 茂右衛門、年寄 権左衛門他1名	万年七郎右衛門	あり	1枚	48.3×66.2	
7	② 77-2	C	安永9子5.26 万七郎右衛門様へ差上絵図(端裏書)	庄屋 茂右衛門、年寄 権左衛門他1名	万年七郎右衛門様	あり	1枚	47.0×64.0	
8	② 87	C	享和3亥8 年八月柘池又左衛門様へ差上候絵図)	庄屋 助左衛門、年寄 忠三郎他1名 桑津村庄屋 助左衛門、年寄 忠三郎他1名、百姓代 傳右衛門	柘池又左衛門様	あり	1枚	42.3×60.7	
9	② 90	C (天明8)	桑津村妙国寺領本田畑之内二入組弥重寺新田井川欠図)	庄屋 茂右衛門、年寄 傳右衛門他1名	なし	あり	1枚	40.7×55.5	
10	② 97	C	桑津国住吉郡桑津村絵図(御料田畑入組妙国寺領新田絵図)	庄屋 茂右衛門、年寄 傳右衛門他1名	なし	あり	1枚	47.3×64.8	
11	② 93	C	桑津国住吉郡桑津村絵図(小字井寺領番敷絵図)	庄屋 茂右衛門、年寄 藤左衛門	なし	あり	1枚	40.0×53.5	虫破損あり
12	② 106	C	桑津国住吉郡桑津村絵図(小字井寺領番敷絵図)	桑津村庄屋 茂右衛門、年寄 藤左衛門	なし	あり	1枚	40.2×53.7	
13	② 96	C	桑津村妙国寺領本田畑之内二入組弥重寺新田井川欠番敷絵図)	庄屋 助左衛門、年寄 忠三郎他1名、百姓代 傳右衛門	なし	あり	1枚	30.2×42.7	
14	② 75-1	C	住吉郡絵図(絵図入袋)	作成者不詳	なし	なし	1枚	-	袋
15	② 75-2-1	C	桑津国住吉郡中村絵図(村間道程絵図)	作成者不詳	なし	あり	1枚	47.0×64.7	
16	② 75-3-1	C	(村間道程下絵図)	作成者不詳	なし	あり	1枚	47.0×62.0	
17	② 75-3-2	C	(村間道程下絵図)	作成者不詳	なし	あり	1枚	47.0×62.0	
18	② 75-3-3	C	(村間道程下絵図)	作成者不詳	なし	あり	1枚	47.0×62.0	
19	② 75-3-4	C	(村間道程下絵図)	作成者不詳	なし	あり	1枚	47.0×62.0	
20	② 75-2-2	C	(村間道程下絵図)	作成者不詳	なし	あり	1枚	30.7×43.8	
21	② 75-4	C	(村間道程下絵図)	作成者不詳	なし	あり	1枚	-	袋
22	③ 81-1	C	宝曆7丑 右御題村二付御役所御好二付差上候村絵図入(絵図入)	庄屋 平三郎、年寄 藤左衛門他1名	中村丈右衛門様	なし	1枚	-	
23	③ 69	C (宝曆3)	桑津国住吉郡桑津村絵図(田畑字名井反敷絵図)	庄屋 平三郎、年寄 藤左衛門他1名	なし	あり	1枚	44.0×30.8	
24	③ 81-2	C (宝曆3)	桑津国住吉郡桑津村絵図(田畑字名井反敷絵図控)(付箋一紙者田畑字斗取亦なし庄屋年寄印なし)	庄屋 平三郎、年寄 藤左衛門他1名	中村丈右衛門様	あり	1枚	30.4×43.6	
25	③ 83	C (宝曆3)	桑津国住吉郡桑津村絵図(田畑字名井反敷絵図控)(付箋二紙八字斗取亦なし庄屋年寄名印なし但此紙あしく美濃大直し宜敷)	庄屋 平三郎、年寄 藤左衛門他1名	なし	あり	1枚	30.5×43.8	
26	③ 92	C (宝曆3)	桑津国住吉郡桑津村絵図(田畑字名絵図)	桑津村庄屋 平三郎、年寄 藤左衛門他1名	なし	あり	1枚	28.2×41.0	
27	③ 101	C (宝曆3)	桑津国住吉郡桑津村絵図(端裏書天明四辰九月御普請役御検見之筋此通り繪図上ル)	桑津村庄屋 助左衛門、年寄 藤助他2名、百姓代 傳右衛門	なし	あり	1枚	30.7×43.8	
28	③ 85	C	天明4辰9 御検見之筋此通り繪図上ル)	桑津村庄屋 助左衛門、年寄 藤助他2名、百姓代 傳右衛門	なし	なし	1枚	30.5×47.5	

29	③	80	C	天明8申	(桑津村田畑見取下絵図)(端裏書天明八申年御代替り二付御料所御巡見へ指上候下絵図)	庄屋 助左衛門、年寄 忠三郎他1名、百姓代 傳右衛門	御料所 御巡見役	あり	1枚	27.5×41.0	
30	③	82	C	寛政8辰10	(桑津村田畑見取絵図控)(端裏書寛政八辰年十月江戸御換見西原彦左衛門様へ差上候控絵図)	頭百姓 惣兵衛他1名、百姓惣代 喜兵衛桑津村庄屋 助左衛門、年寄 忠三郎他1名、百姓代 傳右衛門、年寄 忠三郎他1名、百姓代 喜兵衛	御料所 御巡見役	あり	1枚	30.2×42.5	
31	③	91	C	享和2戌10	(桑津村田畑見取絵図)(端裏書享和二戌年十月小堀様御病氣二付木村周藏様代御換見二付差上候控絵図)	庄屋 助左衛門、年寄 忠三郎他1名、百姓代 喜兵衛	御料所 御巡見役	なし	1枚	28.0×41.0	
32	③	79	C	文化元子10	(桑津村田畑見取絵図)(端裏書文化元子十月此通り差上候控絵図)	庄屋 助左衛門、年寄 源助、百姓代 治右衛門	御料所 御巡見役	あり	1枚	30.4×42.6	
33	③	95	C	-	(桑津村田畑地繪作換見絵図)	庄屋 茂右衛門、年寄 藤左衛門他1名	御料所 御巡見役	なし	1枚	28.0×41.1	
34	③	94	C	-	(桑津村田畑見取絵図)(田畑早瀬所見取絵図)	庄屋 茂右衛門、年寄 藤左衛門他1名	御料所 御巡見役	あり	1枚	31.0×43.0	
35	③	73	C	-	(桑津村田畑見取絵図)(田畑見取略図)	庄屋 茂右衛門、年寄 藤左衛門他1名	御料所 御巡見役	なし	1枚	40.2×28.0	
36	③	103	C	-	(桑津村田畑見取略図)(田畑見取略図)	桑津村庄屋 茂右衛門、年寄 藤左衛門他1名	御料所 御巡見役	なし	1枚	28.0×40.3	
37	③	86	C	-	(桑津村田畑見取略図)(村内略図)	庄屋 茂右衛門、年寄 藤左衛門他1名、百姓代 平三郎	御料所 御巡見役	あり	1枚	40.7×52.6	
38	④	68	A	天和元辛酉12.20	(桑津村天道川筋堤間敷井枕木敷絵図)(端裏書天和元年辛酉十二月廿日二当村三右衛門y京都へ枕木帳と共に取換へ申上候控)	作成者不詳	御料所 御巡見役	あり	1枚	42.2×28.0	
39	④	71	A	-	(桑津村今川天道川筋相論絵図)	作成者不詳	御料所 御巡見役	あり	1枚	43.3×30.3	
40	④	110	A	-	(狭山池y大和川迄天道川筋用水絵図)	作成者不詳	御料所 御巡見役	あり	1枚	54.0×123.8	
41	④	70	A	-	(狭山池y大和川迄天道川筋用水絵図)	作成者不詳	御料所 御巡見役	あり	1枚	107.2×55.3	
42	④	78-1	C	元文元辰7入袋	(桑津村田畑見取略図)	作成者不詳	御料所 御巡見役	なし	1枚	-	袋
43	④	78-2	C	元文元辰7	(桑津村田畑見取略図)(用水樋下絵図)(付兼疋田庄九郎様へ差上候下絵図)	作成者不詳	御料所 御巡見役	あり	1枚	45.0×79.0	
44	④	81-3	C	宝暦7丑	(桑津村堀御普請所絵図)	庄屋 茂右衛門、年寄 彦三郎他1名	御料所 御巡見役	あり	1枚	30.7×44.0	
45	④	81-4	C	宝暦7丑	(桑津村堀御普請所絵図)	庄屋 茂右衛門、年寄 彦三郎他1名	御料所 御巡見役	あり	1枚	30.7×44.0	
46	④	100	C	(宝暦7)	(桑津村堀御普請所下絵図)	桑津村庄屋 茂右衛門、年寄 彦三郎他1名	御料所 御巡見役	なし	1枚	30.8×43.7	
47	④	107	C	(宝暦7)	(桑津村堀御普請所下絵図)	桑津村庄屋 茂右衛門、年寄 彦三郎他1名	御料所 御巡見役	あり	1枚	30.8×43.7	
48	④	108	C	-	(桑津村堀御普請所下絵図)	桑津村庄屋 茂右衛門、年寄 彦三郎他1名	御料所 御巡見役	あり	1枚	43.7×73.7	
49	④	98	C	-	(桑津村堀御普請所下絵図)	作成者不詳	御料所 御巡見役	あり	1枚	47.3×73.5	
50	④	⑥-25	C	-	(狭山池y大和川筋用水樋下絵図)	作成者不詳	御料所 御巡見役	あり	1枚	37.0×77.8	
51	④	105	C	-	(桑津村用水樋略図)	作成者不詳	御料所 御巡見役	あり	1枚	43.5×74.7	
52	④	102	C	-	(桑津村用水樋略図)	作成者不詳	御料所 御巡見役	あり	1枚	30.2×43.3	
53	④	104	C	-	(桑津村用水樋略図)	作成者不詳	御料所 御巡見役	あり	1枚	30.8×43.6	
54	④	109	C	-	(桑津村用水樋略図)	作成者不詳	御料所 御巡見役	あり	1枚	45.3×83.6	
55	④	76	C	-	(桑津村平野御駒川今川筋用水樋略図)	作成者不詳	御料所 御巡見役	なし	1枚	27.5×41.8	
56	④	81-5	C	-	(桑津村駒川敷水川交差敷絵図)	作成者不詳	御料所 御巡見役	あり	1枚	30.7×44.0	
57	他	84	C	宝暦14申3	桑津村領内往還筋之図(端裏書宝暦十四年申三月伊奈半左衛門様大原彦四郎様御用に付京大坂へ御出被成候二付小堀敷馬様御役所y被仰付候御控也)	作成者不詳	御料所 御巡見役	あり	1枚	30.7×64.5	
58	他	88	-	-	(田畑屋敷間敷改絵図)(断簡)	作成者不詳	御料所 御巡見役	なし	3枚	-	

時期区分 A: ~延宝換地(1677) B: 延宝換地~大和川付置(1704) C: 大和川付置~



桑津村領絵図部分
 (目録1 整理番号89)

大和川・狭山池両除川筋絵部分
 (目録41 整理番号70)

